



# 宮 崎 県 公 報

平成29年10月30日（月曜日） 第 2942 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1
- 有害興行の指定……………（子ども家庭課） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定の通知……………（自然環境課） 1
- 土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………（ " ） 3

頁

- 指定構造計算適合性判定機関の事務所の名称及び所在地の変更について……………（建築住宅課） 4
- 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示……………（宮繕課） 4

### 公 告

- 技能検定（基礎級）の実施……………（雇用労働政策課） 15
- 技能検定（随時実施3級）の実施……………（ " ） 16
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 17

## 告 示

### 宮崎県告示第 606号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おおやまこどもクリニック	児湯郡新富町富田西2丁目2番1	平成29年10月1日
やました薬局新富店	児湯郡新富町富田西2丁目2番3	平成29年10月1日
にちなんファミリークリニック	日南市吾田東11丁目10-1	平成29年9月1日

### 宮崎県告示第 607号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
29年-37	映画	美少女剣士 月に向かっておシゴキよ！	清水組 <オーピー映画>	平成29年10月19日
29年-38	映画	ひまわりDays 全身が性感帯	山内組 <オーピー映画>	
29年-39	映画	秘書の誘惑 悶絶の肉体	池島組 <新東宝映画>	
29年-40	映画	神ってる快感 絶頂うねりびらき	渡邊（元）組 <オーピー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

### 宮崎県告示第 608号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第 401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和41年2月8日農林省告示第 135号、昭和42年5月4日農林省告示第 671号、昭和43年8月24日農林省告示第1329号、昭和43年11月13日農林省告示第1802号、昭和46年10月20日農林省告示第

1771号、昭和47年7月25日農林省告示第1298号、昭和58年9月12日農林水産省告示第1664号、昭和58年10月17日農林水産省告示第1895号、昭和59年5月7日農林水産省告示第962号、昭和59年6月20日農林水産省告示第1393号、昭和60年2月2日農林水産省告示第147号、昭和60年2月9日農林水産省告示第240号、昭和60年2月19日農林水産省告示第280号、昭和61年8月9日農林水産省告示第1417号、昭和63年6月1日農林水産省告示第755号、昭和63年7月11日農林水産省告示第971号、昭和63年8月29日農林水産省告示第1297号、平成元年11月2日農林水産省告示第1450号、平成2年2月16日農林水産省告示第193号、平成3年1月14日農林水産省告示第47号、平成5年12月2日農林水産省告示第1411号、平成8年5月8日農林水産省告示第669号、平成8年5月24日農林水産省告示第826号、平成8年6月18日農林水産省告示第967号、平成8年6月18日農林水産省告示第970号、平成8年8月5日農林水産省告示第1187号、平成8年11月6日農林水産省告示第1742号、平成8年11月7日農林水産省告示第1747号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 609号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	やげん谷	10-203-1-035	土石流
	無名谷	10-203-1-036	土石流
	北谷川	10-203-1-060	土石流
	古城町（1）	10-203-1-061	土石流
	横谷川	10-203-2-017	土石流
	とびの巣谷	10-203-2-018	土石流
	古城町（2）	10-203-2-021	土石流
	寺畑（8）	10-203-3-009	土石流

寺畑（9）	10-203-3-010	土石流
三須第2	I-1-1426	急傾斜地の崩壊
三須第3	I-1-1427	急傾斜地の崩壊
三須第4	I-1-1428	急傾斜地の崩壊
三須第4-新①	I-1-1428-新①	急傾斜地の崩壊
三須第4-新②	I-1-1428-新②	急傾斜地の崩壊
三須第4-新③	I-1-1428-新③	急傾斜地の崩壊
三須第5	I-1-1429	急傾斜地の崩壊
三須第5-新①	I-1-1429-新①	急傾斜地の崩壊
古城第2	I-1-1431	急傾斜地の崩壊
古城第3	I-1-2135	急傾斜地の崩壊
古城第4	I-1-2146	急傾斜地の崩壊
三須第6	I-1-2172	急傾斜地の崩壊
三須第7	I-1-3604	急傾斜地の崩壊
古城第5	I-1-3606	急傾斜地の崩壊
古城第7	I-1-3652	急傾斜地の崩壊
古城第8	I-1-3653	急傾斜地の崩壊
三須第1	I-2-0067	急傾斜地の崩壊
古城第10	I-2-0238	急傾斜地の崩壊
三須第8	I-2-0250	急傾斜地の崩壊
三須第17	II-1-7365	急傾斜地の崩壊
三須第9	II-1-7478	急傾斜地の崩壊
三須第11	II-1-7482	急傾斜地の崩壊
古城第11	II-1-7483	急傾斜地の崩壊
古城第13	II-1-7485	急傾斜地の崩壊

	古城第14	II-1-7486	急傾斜地の崩壊		三須第2	I-1-1426	急傾斜地の崩壊
	古城第14-新①	II-1-7486-新①	急傾斜地の崩壊		三須第3	I-1-1427	急傾斜地の崩壊
	古城第15	II-1-7487	急傾斜地の崩壊		三須第4	I-1-1428	急傾斜地の崩壊
	古城第15-新①	II-1-7487-新①	急傾斜地の崩壊		三須第4-新①	I-1-1428-新①	急傾斜地の崩壊
	三須第12	II-1-7489	急傾斜地の崩壊		三須第4-新②	I-1-1428-新②	急傾斜地の崩壊
	三須第13	II-1-7490	急傾斜地の崩壊		三須第4-新③	I-1-1428-新③	急傾斜地の崩壊
	三須第13-新①	II-1-7490-新①	急傾斜地の崩壊		三須第5	I-1-1429	急傾斜地の崩壊
	三須第14	II-1-7491	急傾斜地の崩壊		三須第5-新①	I-1-1429-新①	急傾斜地の崩壊
	三須第15	II-1-7492	急傾斜地の崩壊		古城第2	I-1-1431	急傾斜地の崩壊
日南市	野中谷川	02-204-2-097	土石流		古城第3	I-1-2135	急傾斜地の崩壊
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>					古城第4	I-1-2146	急傾斜地の崩壊
<p><b>宮崎県告示第 610号</b></p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。</p> <p>平成29年10月30日</p> <p>宮崎県知事 河野俊嗣</p>					三須第6	I-1-2172	急傾斜地の崩壊
市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類		三須第7	I-1-3604	急傾斜地の崩壊
延岡市	やげん谷	10-203-1-035	土石流		古城第5	I-1-3606	急傾斜地の崩壊
	無名谷	10-203-1-036	土石流		古城第7	I-1-3652	急傾斜地の崩壊
	北谷川	10-203-1-060	土石流		古城第8	I-1-3653	急傾斜地の崩壊
	古城町(1)	10-203-1-061	土石流		三須第1	I-2-0067	急傾斜地の崩壊
	とびの巣谷	10-203-2-018	土石流		古城第10	I-2-0238	急傾斜地の崩壊
	寺畑(8)	10-203-3-009	土石流		三須第8	I-2-0250	急傾斜地の崩壊
	寺畑(9)	10-203-3-010	土石流		三須第17	II-1-7365	急傾斜地の崩壊
					三須第9	II-1-7478	急傾斜地の崩壊
					三須第11	II-1-7482	急傾斜地の崩壊
					古城第11	II-1-7483	急傾斜地の崩壊
					古城第13	II-1-7485	急傾斜地の崩壊
					古城第14	II-1-7486	急傾斜地の崩壊

	古城第14-新①	II-1-7486-新①	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター千葉事務所	千葉県船橋市葛飾町2-402-3 丸庄ビル1階
	古城第15	II-1-7487	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター神奈川事務所	神奈川県横浜市西区北幸2丁目3番19号 日総第8ビル8階
	古城第15-新①	II-1-7487-新①	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター長野事務所	長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階
	三須第12	II-1-7489	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター愛知事務所	愛知県名古屋市中区栄4丁目14番2号 久屋パークビル7階
	三須第13	II-1-7490	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター三重事務所	三重県四日市市浜田町12番18号 アーク四日市ビル7階
	三須第13-新①	II-1-7490-新①	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター山陰事務所	島根県松江市中原町6番地
	三須第14	II-1-7491	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター岡山事務所	岡山県岡山市北区内山下1丁目3番19号 成広ビル2階
	三須第15	II-1-7492	急傾斜地の崩壊	株式会社建築構造センター広島事務所	広島県広島市中区八丁堀15番6号 広島ちゅうぎんビル 704-2号室
日南市	野中谷川	02-204-2-097	土石流	株式会社建築構造センター香川事務所	香川県高松市亀井町2-1 朝日生命ビル5階
				株式会社建築構造センター愛媛事務所	愛媛県松山市三番町7丁目13番13号 ミツネビルディング 601号室
				株式会社建築構造センター福岡事務所	福岡県福岡市博多区御供所町1番1号 西鉄祇園ビル3階
				株式会社建築構造センター佐賀事務所	佐賀県佐賀市駅前中央1丁目9番38号 SONIC佐賀駅前ビル 704号室
				株式会社建築構造センター長崎事務所	長崎県長崎市万才町3番4号 長崎ビル8階
				株式会社建築構造センター宮崎事務所	宮崎県宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原8階
				株式会社建築構造センター鹿児島事務所	鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号 鹿児島MSビル2階B号室
				株式会社建築構造センター沖縄事務所	沖縄県浦添市牧港5丁目6番8号 沖縄県建設会館4階

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び所管の土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 611号**

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 届出者の名称  
株式会社建築構造センター
- 変更後の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社建築構造センター本社	東京都新宿区新宿1丁目8番1号 大橋御苑駅ビル6階
株式会社建築構造センター東北事務所	宮城県仙台市青葉区本町2丁目10番28号 カメイ仙台グリーンシティ3階
株式会社建築構造センター福島事務所	福島県郡山市中町11番5号 やまのいビル1003号室
株式会社建築構造センター埼玉事務所	埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目2番3号 さいたま浦和ビルディング3階

- 変更しようとする年月日  
平成29年10月30日

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 宮崎県告示第 612号

## 庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の一部を改正する告示

庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成6年宮崎県告示第1058号の3）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する庁舎及び工作物（以下「<u>庁舎等</u>」という。）の設備維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）の参加資格（以下「<u>入札参加資格</u>」という。）、指名基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(入札参加資格審査の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の申請をすることができない。</p> <p>(1) <u>第9条の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの</u></p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>最近2年間の貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p>(5) <u>最近2年間の所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）</u></p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(入札参加資格の審査及び登録)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定による審査は、2年に1回定期に行うものとし、<u>追加の申請に係るものにあつては、定期の審査の翌年に行うものとする。</u></p> <p>5 [略]</p> <p>(等級格付け)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により等級格付けをする場合は、同条第1項の規定による審査の結果入札参加資格を有すると認定した者のその結果に応じて、2等級に格付けするものとする。ただし、入札参加資格を有すると認定した者の数が、知事が別に定める数</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第119条第1項、第132条第1項、第133条及び第232条の規定により、県が発注する庁舎及び工作物の設備維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下これらを「入札」という。）の参加資格（以下「<u>入札参加資格</u>」という。）、指名基準その他必要な事項について定めるものとする。</p> <p>(入札参加資格審査の申請)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格の申請をすることができない。</p> <p>(1) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者</u></p> <p>(3) <u>第9条第1項の規定により登録を取り消された者で、その取消の日から2年を経過しないもの</u></p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>3 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>申請する日の属する決算年度の直前の2決算年度の貸借対照表及び損益計算書</u></p> <p>(5) <u>申請する日の属する年の直前の2年分の所得税確定申告書の写し（個人の場合に限る。）</u></p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(13) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障がい者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）</p> <p>(14)～(16) [略]</p> <p>(入札参加資格の審査及び登録)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 第1項の規定による審査は、2年に1回定期に行うものとする。</p> <p>5 <u>前条第1項に定める期間経過後にされた申請に係る審査は、前項の審査の翌年に、当該審査に準じて行うものとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(等級格付け)</p> <p>第6条 前条第2項の規定により等級格付けをする場合は、同条第1項の規定による審査の結果入札参加資格を有すると認定した者のその結果に応じて、2等級に格付けするものとする。ただし、入札参加資格を有すると認定した者の数が、知事が別に定める数</p>

に満たない業務については、格付けを行わないことがある。

## 2 [略]

(入札参加資格の承継)

第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書（別記様式第8号）に一般承継があったことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第11号まで及び第14号から第16号までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## 2 [略]

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、第5条第2項の規定による通知を行った日の属する年の4月1日からその翌々年（追加の申請にあってはその翌年）の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載をした者。
- (3)～(5) [略]

(指名基準)

第10条 指名競争入札に参加する設備維持管理業務を行う業者を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 登録業者で、発注する設備維持管理業務の金額に対応する等級に格付けされたもののうちから指名するものとする。
- (2) 登録業者が少数の場合その他必要がある場合は、発注の標準となる等級以外の等級に格付けされた登録業者も含めた者のうちから指名するものとする。
- (3) 指名する登録業者の数は、3者以上とする。
- (4) 当該業務に必要な資格の有無、地理的条件、技術的適性、経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、過去の履行実績、第5条第1項の規定による審査の結果並びに受注状況を総合勘案し、指名するものとする。
- (5) その他知事が特に必要と認める事項により指名するものとする。

(指名停止)

第11条 知事は、登録業者が設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札に関して別に定める要件に該当する場合は、登録を受けている業務全てにおいて別に定める期間指名しない（以下「指名停止」という。）ものとする。

2 知事は、指名停止を決定したときは、速やかに指名停止通知書（別記様式第10号）によりその旨を当該指名停止に係る登録業者に通知するものとする。

3 知事は、指名停止を受けた登録業者が、現に入札未執行に係る指名を受けている場合は、当該指名を取り消すものとする。

4 指名停止の期間の終期が第8条に規定する入札参加資格に係る

に満たない業務及び知事が別に定める業務については、格付けを行わないことがある。

## 2 [略]

(入札参加資格の承継)

第7条の2 登録業者の相続人その他の一般承継人は、入札参加資格の地位を承継しようとするときは、設備維持管理業務入札参加資格承継承認申請書（別記様式第8号）に一般承継があったことを証する書類並びに第4条第3項第1号から第11号まで及び第13号から第16号までに掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

## 2 [略]

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、第5条第2項（同条第5項において準ずる場合を含む。）の規定による通知を行った日の属する年の4月1日からその翌々年（第5条第5項の申請にあってはその翌年）の3月31日までとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第14条に規定する審査会の審査を経て、その者の登録を取り消すことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 申請書その他知事に提出する書類に虚偽の記載をした者
- (3)～(5) [略]

2 知事は、前項の規定により入札参加資格の登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書（別記様式第10号）によりその旨を当該取消しに係る登録業者に通知するものとする。

(入札参加資格の停止)

第10条 知事は、登録業者が設備維持管理業務の委託契約に係る入札に関して別に定める要件に該当する場合は、第14条に規定する審査会の審査を経て、登録を受けている業務全てにおいて別に定める期間の入札参加資格の停止（以下「資格停止」という。）をするものとする。

2 知事は、資格停止を決定したときは、速やかに入札参加資格停止通知書（別記様式第11号）によりその旨を当該資格停止に係る登録業者に通知するものとする。

3 資格停止の期間の終期が第8条に規定する入札参加資格に係る

登録の有効期間の満了の日後であり、かつ、当該登録業者が当該登録の有効期間の満了の日後も引き続き登録を受けている場合にあっては、当該指名停止は、当該指名停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(一般競争入札参加資格に係る制限)

第12条 契約担当者(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を一般競争入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第13条 契約担当者は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は契約の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

登録の有効期間の満了の日後であり、かつ、当該登録業者が当該登録の有効期間の満了の日後も引き続き登録を受けている場合にあっては、当該資格停止は、当該資格停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(入札参加資格に係る制限)

第11条 契約担当者(知事又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、資格停止を受けた登録業者が当該資格停止を受けている間は、当該登録業者を入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第12条 契約担当者は、資格停止を受けた登録業者が当該資格停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は契約の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(指名基準)

第13条 契約担当者は、指名競争入札を実施しようとする場合は、次に掲げる基準により、登録業者から入札参加者を指名するものとする。この場合において、第6条第1項ただし書の規定により等級格付けを行わない業務については、第2号の規定は、適用しない。

(1) 第10条第1項の規定による資格停止の措置を受けていないこと。

(2) 発注する設備維持管理業務の金額に対応する等級に格付けされた者であること。ただし、登録業者が少数の場合その他必要がある場合は、この限りでない。

(3) 指名する登録業者の数は、3者以上であること。

(4) 当該業務に必要な資格の有無、地理的条件、技術的適性、経営及び信用の状況、不誠実な行為の有無、過去の履行実績、第5条第1項の規定による審査の結果並びに受注状況を総合的に勘案すること。

(5) その他知事が特に必要と認める事項に適合すること。

2 知事は、前項の規定により指名した登録業者につき契約締結前に第10条第1項の規定による資格停止をした場合は、当該指名を取り消すものとする。

3 知事は、前項の規定により指名を取り消したときは、速やかに指名取消通知書(別記様式第12号)によりその旨を当該指名の取消しに係る登録業者に通知するものとする。

(入札参加資格審査会)

第14条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(1) 第9条第1項の規定による登録の取消し

(2) 第10条第1項に規定する入札参加資格の停止

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項(審査会の組織)

第15条 審査会は、会長及び審査員で組織する。

2 会長は、県土整備部次長(総括)をもって充てる。

3 審査員は、県土整備部次長(都市計画・建築担当)、営繕課長、総務課長、施設保全対策監及び営繕課課長補佐をもって充てる。

(会長の権限)

第16条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した審査員がその職務を代行する。

第14条 [略]

別表（第6条関係）

業務 等級	第2条第1号、第3号、第6号及び第7号に掲げる業務	上記に掲げる業務以外の業務
A級	[略]	
B級	[略]	

別記

様式第1号（第4条関係）

[略]

（添付書類）

1～3 [略]

4 最近2年間の貸借対照表及び損益計算書

5 最近2年間の所得税確定申告書の写し（個人のみ）

6～12 [略]

13 障がい者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）

14・15 [略]

16 その他以下の書類（該当する場合）

① 労働基準監督署等の受付印のある就業規則の写し

②・③ [略]

[略]

別記様式第3号（その3）を次のように改める。

（審査会の会議）

第17条 審査会は、会長が必要の都度招集する。

2 審査会の会議は、審査員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した審査員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、議事の決定に際し必要が生じたときは、関係職員の出席を求めることができる。

5 審査会の会議は、公開しない。

（会議の特例）

第18条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、過半数以上の審査員による書面審議をもって会議に代えることができる。

（1）事案が特に急施を要し、会議を招集することが困難な場合

（2）事案が軽易で会議を開催する必要のない場合

（庶務）

第19条 審査会の庶務は、県土整備部宮繕課において処理する。

第20条 [略]

別表（第6条関係）

業務 等級	第2条第1号、第3号、第6号及び第7号に掲げる業務	左記に掲げる業務以外の業務
A級	[略]	
B級	[略]	

別記

様式第1号（第4条関係）

[略]

（添付書類）

1～3 [略]

4 申請する日の属する決算年度の直前の2決算年度の貸借対照表及び損益計算書

5 申請する日の属する年の直前の2年分の所得税確定申告書の写し（個人のみ）

6～12 [略]

13 障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調査票（別記様式第5号の2）

14・15 [略]

16 その他以下の書類（該当する場合）

① 労働基準監督署の受付印のある就業規則の写し

②・③ [略]

[略]







次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第 8 号 (第 7 条の 2 関係) [略] (添付書類) 1～4 [略] 5 <u>最近 2 年間の貸借対照表及び損益計算書</u>  6 <u>最近 2 年間の所得税確定申告書の写し (個人のみ)</u>  7～12 [略]  13～15 [略] [略]	様式第 8 号 (第 7 条の 2 関係) [略] (添付書類) 1～4 [略] 5 <u>申請する日の属する決算年度の直前の 2 決算年度の貸借対照表及び損益計算書</u> 6 <u>申請する日の属する年の直前の 2 年分の所得税確定申告書の写し (個人のみ)</u> 7～12 [略] 13 <u>障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者の雇用状況調査票 (別記様式第 5 号の 2)</u> 14～16 [略] [略]

別記様式第 10 号を次のように改める。

様式第 10 号（第 9 条関係）

登 録 取 消 通 知 書

第 年 月 号 日

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る入札参加資格者名簿の登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

登録取消の理由	
登録取消年月日	年 月 日

別記様式第10号の次に次の2様式を加える。

様式第 11 号 (第 10 条関係)

入 札 参 加 資 格 停 止 通 知 書

第 年 月 日

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 10 条第 1 項の規定により、宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る入札において、下記のとおり入札参加資格を停止することに決定したので、同条第 2 項の規定により通知します。

なお、現に指名をしている場合は、これを取り消します。

記

入札参加資格停止 の理由	
入札参加資格停止 の期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第 12 号（第 13 条関係）

指 名 取 消 通 知 書

第 年 月 日

様

宮崎県知事



庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 13 条第 2 項の規定により、宮崎県が発注する設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札において、下記のとおり指名を取り消すことに決定したので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

指名取消の理由	
委託業務名	
指名取消年月日	年 月 日

## 附 則

(施行期日)

- この告示は、公表の日から施行する。  
(用紙に関する経過措置)
- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。  
(平成29年度における申請書の提出に関する特例)
- 平成29年度における入札参加資格審査の申請についての第4条第1項の規定の適用については、同項中「11月1日から11月30日」とあるのは、「11月1日から12月15日」とする。

## 公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、平成29年度技能検定試験(基礎級)を次のとおり実施する。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 実施職種

さく井、鍛造、機械加工、鉄工、建築板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、プラスチック成形、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装

## 2 実施等級等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

実技試験は、平成29年11月1日(水曜日)から平成30年3月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 17,900円

## エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

学科試験は、平成29年11月1日(水曜日)から平成30年3月31日(土曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 3,100円

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

## (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

平成29年11月1日(水曜日)から平成30年3月31日(土曜日)まで

## (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格の発表等

## (1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

## (2) 技能検定合格証書の交付

基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

## 7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985(58)1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成29年度技能検定試験（随時実施3級）を次のとおり実施する。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 実施職種

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）

#### 2 実施等級等

1に掲げる職種の実施等級は3級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

#### 3 受検資格

随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者とする。

#### 4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

##### (1) 実技試験

###### ア 実施期日

実技試験は、平成29年11月1日（水曜日）から平成30年3月31日（土曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

###### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

###### ウ 手数料

全職種 17,900円

##### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

##### (2) 学科試験

###### ア 実施期日

学科試験は、平成29年11月1日（水曜日）から平成30年3月31日（土曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

###### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

###### ウ 手数料

全職種 3,100円

#### 5 受検申請の手続

##### (1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

##### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

##### (3) 受付期間

平成29年11月1日（水曜日）から平成30年3月31日（土曜日）まで

##### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

#### 6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

#### 7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合否通知

実技試験又は学科試験の合否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

#### 8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。



宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、  
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成29年10月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因とな った事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業 所の所在地	許可の 区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可 (般-28)第626号	吉野工務店	吉野 泰男	宮崎県児湯 郡新富町大 字新田5576	一般	土木工事業、建築工 業、大工工事業、とび ・土工工事業、舗装工 事業、板金工事業、内 装仕上工事業、建具工 事業、水道施設工事業	平成29年9月 28日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第2067号	(有)川越硝子商 会	高野 忠雄	宮崎県宮崎 市神宮東2 -10-1	一般	ガラス工事業、建具工 事業	平成29年9月 19日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月19日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第2781号	(有)大淀建材工 業	小倉 広治	宮崎県宮崎 市大字熊野 2988-1	一般	土木工事業、建築工 業、とび・土工工事業 、屋根工事業、タイル ・れんが・ブロック工 事業、造園工事業	平成29年9月 1日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第3362号	小川水道設備	小川 宗利	宮崎県東臼 杵郡門川町 南町2-42	一般	土木工事業、管工事業 、水道施設工事業	平成29年9月 1日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第12567号	重平建設	重平 重雄	宮崎県宮崎 市佐土原町 東上那珂35 95-1	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、内装 仕上工事業	平成29年9月 29日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月29日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第12583号	(株)リュウセイ	柳沢 成一	宮崎県延岡 市松原町3 -8893-6	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、水 道施設工事業	平成29年9月 20日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第12667号	界鐵筋	界 真琴	宮崎県延岡 市川原崎町 455-3	一般	鉄筋工事業	平成29年9月 20日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月20日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-24)第13061号	凜興業	井上 昇	宮崎県日向 市大字日知 屋16205- 1	一般	とび・土工工事業	平成29年9月 22日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月22日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第5679号	(株)サン設備	高橋 征俊	宮崎県宮崎 市田野町乙 9380	一般	消防施設工事業	平成29年9月 20日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第12668号	(株)エコペン	丸田 優理子	宮崎県宮崎 市大字跡江 386-4	一般	建築工事業	平成29年9月 15日付けで廃 業した旨の届 け	平成29年9月15日 (一部廃業)

--	--